

# 栄養士免許証再交付申請書記入例

様式第4号(第6条関係)

## 栄養士免許証再交付申請書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和 3 年 6 月 30 日

〒 980-8570

住 所 仙台市青葉区本町3-8-1

氏 名 宮城 太郎

電話番号 022 (211) 2637

栄養士免許証を汚損したため、栄養士法施行令第6条第1項の規定により再交付を申請します。

記

登録番号・登録年月日	第 123456 号	昭和・平成・令和 3 年 3 月 30 日
本籍地都道府県名 (国 籍)	宮城県	
氏 名	(ふりがな)	みやぎ たろう
		宮城 太郎
	(旧姓)	仙台 太郎
通 称 名		
生 年 月 日	昭和・平成・令和 10 年 8 月 9 日生	
再交付申請の理由	亡失のため	
汚損又は亡失年月日	令和3年5月頃	

宮城県収入証紙  
3,800円分を貼ること。

※証紙同士が重ならないように貼ってください。申請用紙からはみ出ないように注意してください。

申請日を記入。

住所: 現住所を書くこと。  
氏名: 現在(変更後)の氏名を書くこと。

日中繋がりがやすい電話番号を書くこと。  
(確認のため窓口から連絡する場合があります)

不明の場合は空欄でも可。

県名のみ記入。

戸籍どおりの文字で記入すること。

旧姓又は通称名を併記した免許証を紛失又は汚損した場合のみ記載すること。

【例】: 亡失, 紛失, き損など

詳しく分からない場合は、だいたいの日付け若しくは「不明」で可。

備考

- 1 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙をはり付けること。免許証の汚損の場合は、その免許証を添付すること。
- 2 旧姓及び通称名は汚損又は亡失した免許証に併記されていたものを記載すること。記載されていなかった場合は空欄のままとする。
- 3 行政手続条例(平成7年宮城県条例第30号)第6条の規定による標準処理期間は、20日間とする。

(添付書類)

汚損の場合は、その栄養士免許証

※登録事項(氏名, 本籍地, 性別)に変更がある場合は、名簿訂正手続を同時に行う必要があります。

再交付の方は身分証明書の提示・提出をお願いします

- ①窓口 → 運転免許証等の身分証明書を職員に提示してください。
- ②郵送 → 運転免許証等の身分証明書のコピーを同封してください。